

## 新型コロナウイルス感染症に係る伊丹市対応方針

令和2年4月7日、政府により新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という。)第32条第1項に基づく緊急事態宣言が発令されたことから、特措法の規定及び伊丹市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、任意設置の伊丹市新型コロナウイルス感染症対策本部を、特措法第34条及び伊丹市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づく、本部会議へ移行した。また、令和2年4月16日には、兵庫県は特定警戒都道府県として指定され、令和2年5月21日、兵庫県は緊急事態措置実施区域としては除外され、任意設置の本部に移行した。

また、令和3年1月7日に緊急事態宣言が再発令され、令和3年1月13日には特措法第32条第1項に基づく緊急事態措置実施区域に兵庫県が指定され、令和3年2月28日、兵庫県は緊急事態措置実施区域としては除外された。

兵庫県は、特措法第31条の4第1項に基づき、まん延防止等重点措置実施区域に指定され、令和3年4月22日より本市も特措法第31条の6第1項に基づく措置の対象となったが、感染拡大が収まらず、令和3年4月23日に3度目の緊急事態宣言が発令され、令和3年4月25日から特措法第32条第1項に基づく緊急事態措置実施区域とされた。緊急事態措置の実施により感染者は減少し、令和3年6月20日、兵庫県は緊急事態措置実施区域から除外され、令和3年6月21日より特措法第31条の4第1項に基づき、まん延防止等重点措置実施区域に指定され、本市も特措法第31条の6第1項に基づく措置の対象とされた。

令和3年7月11日をもって、兵庫県はまん延防止等重点措置実施区域から除外されたが、感染急拡大の懸念などから、7月30日より特措法第31条の4第1項に基づき、まん延防止等重点措置実施区域に指定され、本市も特措法第31条の6第1項に基づく措置の対象とされた。しかし、感染の急拡大が収まらない状況であるため、8月17日、兵庫県が特措法第32条第1項に基づく緊急事態措置実施区域とされ、8月20日からの緊急事態措置を実施してきた。

令和3年9月30日をもって、兵庫県は緊急事態措置実施区域から解除されるが、感染再拡大防止のための対策を実施する。

### I 期間

- |                     |                      |
|---------------------|----------------------|
| ・緊急事態措置実施期間         | 令和2年4月 7日～令和2年5月21日  |
| ・緊急事態措置実施期間(2度目)    | 令和3年1月14日～令和3年2月28日  |
| ・まん延防止等重点措置実施期間     | 令和3年4月 5日～令和3年4月24日  |
| (特措法第31条の6第1項の措置対象) | 令和3年4月22日～令和3年4月24日) |
| ・緊急事態措置実施期間(3度目)    | 令和3年4月25日～令和3年6月20日  |
| ・まん延防止等重点措置実施期間     | 令和3年6月21日～令和3年7月11日  |

- (特措法第31条の6第1項の措置対象 令和3年6月21日～令和3年7月11日)
- ・まん延防止等重点措置実施期間 令和3年8月2日～令和3年8月19日
- (特措法第31条の6第1項の措置対象 令和3年8月2日～令和3年8月19日)
- ・緊急事態措置実施期間(4回目) 令和3年8月20日～令和3年9月30日

## II 実施内容

### 1 ワクチン接種の推進

- ・令和3年2月1日に新型コロナワクチン接種推進班を設置し、体制の強化を図る。また、国の方針に速やかに対応し、接種会場の調整及び準備や相談・予約体制の整備。
- ・令和3年2月15日に伊丹市新型コロナワクチンコールセンターを設置し、市民からの接種相談に対応。
- ・ワクチン供給量が限られていることや、クラスター防止等の観点から、令和3年4月12日から高齢者施設に入所している高齢者から接種を開始。
- ・令和3年4月23日ごろまでに高齢者への接種券を送付し、高齢者より順次接種を開始するとともに、一般の方への接種についても国の方針に従い対応。
- ・75歳以上の高齢者を対象に5月6日から接種予約受付を開始、令和3年5月10日から集団接種会場での接種を開始。
- ・65歳以上～74歳までの高齢者は5月中旬以降に接種予約を開始。
- ・令和3年5月25日から、順次個別接種医療機関での接種を開始。
- ・64歳以下の方については、6月から順次接種券を発送。  
※年齢は令和4年3月31日時点での満年齢に基づく。

### 2 教育施設

#### (1) 教育活動

- ・県内では、十分な感染防止対策を実施したうえで行う。
- ・県外での活動(修学旅行を含む)は、実施地域の感染状況、受入先の意向、参加人数、移動方法などを十分確認のうえ、感染防止対策を徹底して実施する。
- ・校外から多くの人々が来校する行事(参観等)は、原則自粛する。
- ・その他別に定める教育委員会の方針に従い実施する。

#### (2) 部活動

- ・十分な感染防止対策を実施したうえで、部活動(練習試合、合宿等を含む)を行う。
- ・県外での活動(※全国大会・近畿大会に出場する場合を除く。以下同じ)及び合宿(県内を含む)は、緊急事態宣言解除後の感染状況を見極めるため、10月14日までは見合わせる。
- ・その他別に定める教育委員会の方針に従い実施する。

#### (3) 熱中症対策

- ・ 体育・スポーツ活動のほか登下校においても、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日及び本人が息苦しさを感ずる時には、マスクを外す、活動内容を変更するなど、熱中症対応を優先する。
- ・ その他別に定める教育委員会の方針に従い実施する。

### 3 市バス

令和2年5月11日より当面の間、「臨時特別ダイヤ」として一部の路線を減便して運行する。

### 4 その他公共施設

#### 【～令和3年9月30日】

新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針及び施設の制限に係る要請等に基づき、市公共施設は、原則20時（イベント開催時は21時）までの営業時間に短縮し、新たな生活様式を基本としつつ、「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」等に基づき、施設管理者が次に掲げる措置を講じるとともに、兵庫県新型コロナ追跡システム等を活用した上で運営する。

- (1) 定員や入場の制限等の利用制限の徹底
- (2) フリースペース等での食事禁止（目的外使用許可の飲食店を除く。）
- (3) カラオケ設備の提供禁止

#### 【令和3年10月1日～】

新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針に基づき、市公共施設は原則21時までの営業時間に短縮し、新たな生活様式を基本としつつ、「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」等に基づき、定員や入場の制限等必要な措置及び兵庫県新型コロナ追跡システム等を活用した上で運営する。

### 5 イベント開催

#### 【～令和3年9月30日】

- ① 市主催（共催）イベントにあつては、中止又は延期基準に該当するものを除き、21時までとし、「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」等に基づいた適切な感染症防止対策を講じ、「兵庫県新型コロナ追跡システム」等を活用した上で、次のとおりとする。

<中止又は延期の基準>

- ・ 人流抑制のため、市外参加者が5割程度見込まれるイベントや飲食・飛沫を伴うイベントは、中止又は延期。
- ・ 市後援・市協賛についても、同様の措置を働きかける。

<開催の目安>

上限人数5,000人、かつ、収容定員50%以内、収容定員が設定されていない場合は十分な人と人との距離（1m）を確保する。

- ② 民間主催イベントについても、県と連携し、同条件で要請する。

**【令和3年10月1日～10月30日】**

- ① 市主催（共催）イベントにあつては、21時までとし、「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」等に基づいた適切な感染症防止対策を講じ、「兵庫県新型コロナウイルス追跡システム」等を活用した上で、次のとおりとする。

<開催の目安>

区分	収容定員	人数上限
<u>大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの</u>	<u>100%以内</u>	<u>5,000人以下又は収容定員の50%以内</u>
<u>大声での歓声・声援等が想定されるもの</u>	<u>50%以内（※）</u>	<u>（≦10,000人）のいずれか大きい方</u>

（収容定員と人数上限のいずれか小さい方）

※異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内）内では座席間隔を設けなくともよい。

- ② 民間主催イベントについても、県と連携し、同条件で要請する。

6 外出自粛等の要請

〔特措法第24条第9項〕

- ・ 日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛を要請する。
- ・ 外出する必要がある場合にも極力家族など少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動することを要請する。
- ・ 感染が拡大している地域への不要不急の移動の自粛を要請する。
- ・ 帰省や旅行・出張など都道府県間の移動は、3密の回避を含め基本的な感染防止策を徹底する。
- ・ 感染対策が徹底されていない飲食店等や営業時間時短の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えることを要請する。
- ・ 酒類を購入し、店舗の店先・路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動の自粛を要請する。
- ・ 大人数や長時間におよぶ会食を自粛、会食等感染リスクの高い施設利用後は、一定期間人との接触を避ける等家庭内においても「人にうつさない行動」をとること、業種別ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていないイベント等への参加自粛を要請する。
- ・ 感染リスクが高まるとされる次の「5つの場面」に注意すること
  - ① 飲酒を伴う懇親会等
  - ② 大人数や長時間におよぶ飲食
  - ③ マスクなしでの会話
  - ④ 狭い空間での共同生活
  - ⑤ 休憩室、喫煙所、更衣室等
- ・ 感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていない施設における、大人数での会食や飲み会を避けること。若者グループについては、特に注意すること

- ・ 大声での会話、回し飲みを避けること
- ・ 発熱等の症状がある場合は、外出を控えること
- ・ 「新しい生活様式」の徹底
  - 特に、近距離の会話、移動中の公共交通機関でマスクの着用を徹底すること
 [家庭での感染防止対策]
- ・ リスクの高い行動の自粛や基本的な感染対象の徹底など「ウイルスを家庭に持ち込まない」行動をすること
- ・ 帰宅後の手洗い、換気の実施、発熱者がいる場合の個室の確保や共有部分の消毒など「ウイルスを家庭内に広げない」行動をすること
- ・ 毎日の検温など家族の健康管理、発熱など症状がある場合のかかりつけ医への相談など「ウイルスを家庭外に広げない」行動をすること

## 7 県と連携した飲食店等への要請等

【～令和3年9月30日】（特措法第45条第2項）

- ・ 酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等（カラオケ店及び利用者による酒類の持込みを認めている飲食店を含む）への休業要請
- ・ 酒類又はカラオケ設備を提供（利用者による酒類の店内持込みを含む。）しない飲食店等への時短要請（5時～20時）
- ・ 感染対策の徹底

【令和3年10月1日～令和3年10月21日】（特措法第24条第9項）

飲食店等への時短要請等を行う。

（「新型コロナ対策適正店認証制度」認証店舗（取得申請中を含む。）（※1））

- ・ 5時～21時の営業時間短縮
- ・ 酒類提供（利用者による酒類の店内持込みを含む）は11時～20時30分とすること

（上記以外の店舗）

- ・ 5時～20時の営業時間短縮
- ・ 酒類提供（利用者による酒類の店内持込みを含む）は自粛を要請。ただし、「一定要件」（※2）を満たす場合は11時～19時30分とすること
- ・ 「新型コロナ対策適正店認証制度」取得の推進

※1 令和3年9月30日までに県に認証の取得申請が行われ、今後認証される店舗

※2 「一定の要件」アクリル板等の設置（又は座席の間隔（1m以上）の確保）、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底、同一グループの同一テーブルへの入店案内は原則4人以内

## 8 風評被害対策等

以下のとおり市民へ周知を図る。

- ・ 感染症に対する正しい知識や理解を深め、憶測やデマなどにより惑わされない

ようにするとともに、医療関係者、患者関係者などへの風評被害・差別を防止することにより、感染者や濃厚接触者などが保健所の調査に協力できるようにすること。

- ・ 医療機関、スーパー、金融機関など生活に必要な施設等は営業を継続することから、食料、医薬品、生活必需品の買い占め等を行わないように冷静に対応すること。

**【新型コロナウイルス感染症に関する差別を許さない 阪神7市1町共同メッセージ】**

- ・ 新型コロナウイルス感染症に感染した又は感染しているおそれがあること、新型コロナウイルスワクチン接種の有無等を理由とする不当な差別をなくそう。
- ・ 疾患等によりマスクの着用が難しい方への不当な差別をなくそう。
- ・ 医療・福祉施設従事者等への不当な差別をなくそう。
- ・ 新型コロナウイルス感染症が発生した場所又は施設への不当な差別をなくそう。

## 9 市としての対応等

兵庫県の在宅勤務等の活用による出勤者7割減の要請に対応して、次の対応を講じる。

- ・ テレワークの拡充実施
- ・ 時差出勤の拡充実施
- ・ 超勤業務の抑制

## 10 生活や雇用の維持と事業の継続支援

- ① 特別定額給付金（10万円）の給付 令和2年5月1日申請受付、令和2年5月7日給付開始  
特別定額給付金事業推進班（072-764-7786）を設置
- ② 子育て世帯への臨時特別給付金（1対象児童に1万円の上乗せ）の給付
- ③ 個人事業主等への店舗等賃料補助事業 令和2年5月1日申請受付
  - ・ 売上額が20%以上減少している個人事業主に対し、上限10万円（1ヵ月分）
  - ・ 売上額が50%以上減少している小規模法人に対し、上限10万円（1ヵ月分）
- ④ 休業要請事業者経営継続支援事業
  - ・ 国の持続化給付金に加え経営継続資金を支給
- ⑤ デリバリー支援事業
  - ・ 市内全域を対象にした新たな宅配代行業を支援
- ⑥ テイクアウト・デリバリー利用促進キャンペーン事業
  - ・ 広報伊丹（令和2年6月1日号）で、キャンペーンに参加している飲食店で利用できるクーポン（100円×5枚）を配布
- ⑦ 水道料金・下水道使用料の減免
  - すべての利用者を対象に、水道料金の基本料金と下水道使用料の基本料金を、2期分（4か月間）全額を減免
- ⑧ 学校給食の負担対応
  - 臨時休業中に給食が実施されないことによる経済的負担を軽減するため、就学

援助対象者（準要保護児童生徒の保護者）に給食費相当額を支給

- ⑨ 児童扶養手当受給者に対する支援給付金  
ひとり親世帯の生活を支援する取り組みの一つとして、児童扶養手当の受給者  
に対し、5万円の支援給付金を支給（令和2年6月18日支給）
- ⑩ 商店街等お買物券・ポイントシール事業及び販売促進キャンペーン事業
- ⑪ 避難所感染拡大防止対策事業
- ⑫ ICT環境整備事業（タブレット端末整備・家庭学習支援）
- ⑬ ひとり親世帯臨時特例給付金事業
- ⑭ 児童福祉施設等における感染防止対策事業
- ⑮ キャッシュレス決済ポイント還元事業
- ⑯ 日本遺産認定記念「Go To 伊丹キャンペーン」事業
- ⑰ 新生児特別支援給付金事業（対象者1人につき5万円）
- ⑱ 避難所における生活環境改善事業
- ⑲ 医療機関等における感染症対策事業
- ⑳ 感染症対応従事者慰労金支給事業
- ㉑ バス事業者における感染症対策補助事業
- ㉒ 高齢者のインフルエンザ予防接種費用の無償化（令和2年度分）
- ㉓ 救急隊員等感染防止資機材の整備
- ㉔ コロナ対応資機材の購入（サーモ式体温計の購入）
- ㉕ ひとり親世帯臨時特別給付金事業（令和2年12月22日支給）
- ㉖ 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業（第1期分）
- ㉗ 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業（第2期分）
- ㉘ 住居確保給付金事業
- ㉙ ひとり親世帯臨時特別給付金事業
- ㉚ 新型コロナウイルスワクチン接種事業
- ㉛ 学校教育活動継続支援事業
- ㉜ 子育て世帯生活支援特別給付金事業（ひとり親世帯分）
- ㉝ 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業（第3期分）
- ㉞ 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業（第3期追加分）
- ㉟ 子育て世帯生活支援特別給付金事業（その他世帯分）
- ㊱ 生活困窮者つながりの場づくり緊急支援
- ㊲ 商店街等お買物券事業
- ㊳ 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金
- ㊴ 不登校対策支援員配置事業
- ㊵ 介護・障害分野における就労定着緊急支援事業
- ㊶ 自宅療養者物資支援事業

〔改正年月日〕

（令和2年 4月14日改定）

（令和2年 5月 5日改定）

（令和2年 4月28日改定）

（令和2年 5月15日改定）

(令和2年 5月22日改定)  
(令和2年 5月26日改定)  
(令和2年 6月18日改定)  
(令和2年 7月10日改定)  
(令和2年 7月17日改定)  
(令和2年 7月24日改定)  
(令和2年 7月29日改定)  
(令和2年 8月 1日改定)  
(令和2年 8月28日改定)  
(令和2年 9月17日改定)  
(令和2年11月18日改定)  
(令和2年11月24日改定)  
(令和2年12月10日改定)  
(令和2年12月24日改定)  
(令和3年 1月13日改定)  
(令和3年 2月 3日改定)  
(令和3年 2月26日改定)  
(令和3年 3月 5日改定)  
(令和3年 3月18日改定)  
(令和3年 3月29日改定)  
(令和3年 4月 2日改定)  
(令和3年 4月12日改定)  
(令和3年 4月23日改定)  
(令和3年 4月28日改定)  
(令和3年 5月10日改定)  
(令和3年 5月28日改定)  
(令和3年 6月18日改定)  
(令和3年 7月 9日改定)  
(令和3年 7月29日改定)  
(令和3年 7月30日改定)  
(令和3年 8月18日改定)  
(令和3年 8月26日改定)  
(令和3年 9月10日改定)

---